

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ
養育支援訪問	妊娠・出産・育児に対して特に孤立感や負担感等のある家庭 訪問支援員を派遣し、育児・家事の援助や相談などを行い、家庭での安定した養育環境を整えるための支援	電話または来所等で申し込み	子育て支援課 ☎82-2000(代表)
子育て家庭ショートステイ	児童の保護者が病気、出産、看護、事故等により一時的に児童の養育が困難な場合 児童福祉施設等において一定期間児童を養育	電話または来所等で申し込み 利用料は所得による	
離乳食クッキング	三木市に住民登録をされている乳児の保護者 離乳食についての講話とデモンストレーション予約制 時間:10:00~11:00 会場:総合保健福祉センター	開催日は広報に記載	健康増進課 (総合保健福祉センター) ☎86-0900
チャイルドシートの貸出	乳幼児から概ね身長が140cmまでの小学生のいる家庭 ボランティアによるチャイルドシートの貸出	貸出には事前の申込が必要 引取も可	生活環境課 ☎82-2000(代表)
保育料の軽減	市内在住の児童 三木市独自の保育料の軽減を実施	⇒「入園・保育サービス」 (P36)	
認可外保育施設等の補助制度一覧	市内在住の児童 施設等利用給付・多様な集団活動事業の利用者支援事業の対象とならない児童の利用料の軽減を実施	⇒「入園・保育サービス」 (P37、38)	教育・保育課 ☎82-2000(代表)
多様な集団活動事業の利用者支援事業	市内在住の児童 対象施設に在籍し、施設等利用給付の対象とならない3~5歳児の利用料を補助		
副食費の免除・補助	市内在住の児童 認可施設、認可外保育施設等に在籍する3~5歳児の副食費を補助	⇒「入園・保育サービス」 (P38)	
就学援助	三木市に住民登録があり、経済的な理由により就学が困難な小・中学生の保護者に学用品費や修学旅行費などの費用の一部に対して就学援助費を支給	所得基準等支給条件あり	学校教育課 ☎82-2000(代表) 又は、各学校まで



手当・助成など

子どもと遊ぼう

親は膝を曲げて座ります(体操座り)。子どもを膝のてっぺんに座らせ、親の足先に向けて滑らせます。

パパ! 出番ですよ

2歳頃
すべり台

うえから ジュー!

出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

ひとり親家庭へ

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ
児童扶養手当	父または母がいないひとり親家庭等で、18歳までのお子さんがある家庭の父または母もしくは養育者に所得や扶養親族に応じ、手当を支給	所得制限等、要件あり 支給月:5月、7月、9月、11月、1月、3月 それぞれ前月までの分を支給	子育て支援課 ☎82-2000(代表) 吉川支所 市民生活課 ☎72-0180
母子家庭等医療費助成	父または母がいないひとり親家庭等で、18歳到達後最初に迎える3月31日までの児童または20歳未満の高校在学中の児童がいる家庭の父または母とその児童ならびに遺児が医療機関などを受診した時に払う医療費(保険診療分に限る)の一部を助成	保護者等の所得制限あり	医療保険課 ☎82-2000(代表) 吉川支所 健康福祉課 ☎72-2210
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母または父子家庭の父(20歳未満の児童を扶養) 雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座の受講料の6割給付(上限あり)(雇用保険の教育訓練給付金の支給を受ける者は、その支給額との差額)	事前に要相談 条件あり	子育て支援課 ☎82-0151(直通)
高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母または父子家庭の父(20歳未満の児童を扶養) 対象資格は、看護師、保育士、歯科衛生士等 上限4年で、月額70,500円または月額100,000円 修了支援給付金を修了後に支給		
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭の親(20歳未満の児童を扶養)、ひとり親家庭の児童(20歳未満) 高卒程度認定試験の合格を目指す講座で、市が認めた講座の受講費用の一部を給付 受講開始時給付金、受講修了時給付金、合格時給付金(上限あり)		
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母または父子家庭の父または寡婦と、その扶養する20歳未満の児童等 修学、就学支度、技能習得等の資金貸付 無利子(連帯保証人要)、月賦償還		

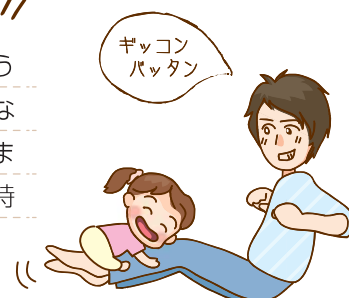


手当・助成など



子どもと遊ぼう

「すべり台」の要領で座ります。親のほうを向いて、足の甲の上に座ります。落ちないようにすねにしがみついてもかまいません。親はおなかに力を入れて、足先を持ち上げ、上下に動かします。親の腹筋も鍛えられます。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

未熟児・障がい・難病の方へ

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ
未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟なまま出生した乳児(いわゆる未熟児)で、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めたものに養育に必要な医療費を給付	申請予定のある方は必ず事前にご連絡をお願いします。担当者が手続き方法についてご説明します。	健康増進課 (総合保健福祉センター) ☎86-0900
特別児童扶養手当	身体または精神に重度・中度障害のある児童(20歳未満)を家庭において監護している保護者に支給	所得制限あり	子育て支援課 ☎82-2000(代表)
障害児福祉手当	20歳未満で精神または身体に重度の障害があるために、日常生活に常時介護を要する在宅の障がい児等に支給	所得制限あり	
自立支援医療費の給付	育成医療	18歳未満の児童で身体に障害があり、手術等の治療を行うことにより症状が軽くなり日常生活が容易にできるようになる児童に、指定医療機関での治療費を助成	原則医療費の1割負担。 所得に応じて自己負担額の上限あり
	精神通院医療	精神疾患の治療のため、継続して通院治療を受ける方に、治療費を助成	
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを目的とした支援を提供	〈対象児〉 三木市に住所を有する身体障がい児 知的障がい児 精神障がい児 対象疾患(難病)による障がい児 発達に支援が必要な児童 (障害者手帳の交付がない場合も相談に応じます。)
	医療型児童発達支援	理学療法等の機能訓練または医療的管理下での児童発達支援の支援内容に加え、医療を提供	
	放課後等デイサービス	学校授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を目的とした支援を提供	
	保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む保育所や施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を提供	
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	〈対象児〉 重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児



手当・助成など

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ
障害福祉サービス(短期入所)	介護を行う人が病気の場合などに、短期の施設入所による入浴や排泄、食事の介護等を提供	聞き取り調査あり	障害福祉課 ☎82-2000(代表)
日中一時支援事業	日常的に介護している家族の疾病や、一時的な休息のため、短時間、施設において排泄、食事の介護等を提供		
障害児入浴サービス(はばたきの丘)	家庭において入浴することが困難な18歳未満の身体障害者手帳もしくは療育手帳所持者に対して、施設での入浴サービスを提供		三木市立障害者総合支援センター はばたきの丘 ☎68-9005
小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病に認定された児童等の日常生活を支援するため給付	保護者の所得に応じ自己負担額が異なります。	障害福祉課 ☎82-2000(代表)
その他の助成制度	重度心身障害者(児)介護手当、日常生活用具費の給付、補装具費の支給(車椅子、装具、歩行器、補聴器など)、移動支援事業(ガイドヘルプ)、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業		

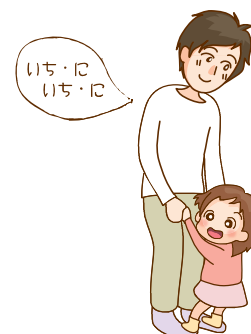


手当・助成など



子どもと遊ぼう //

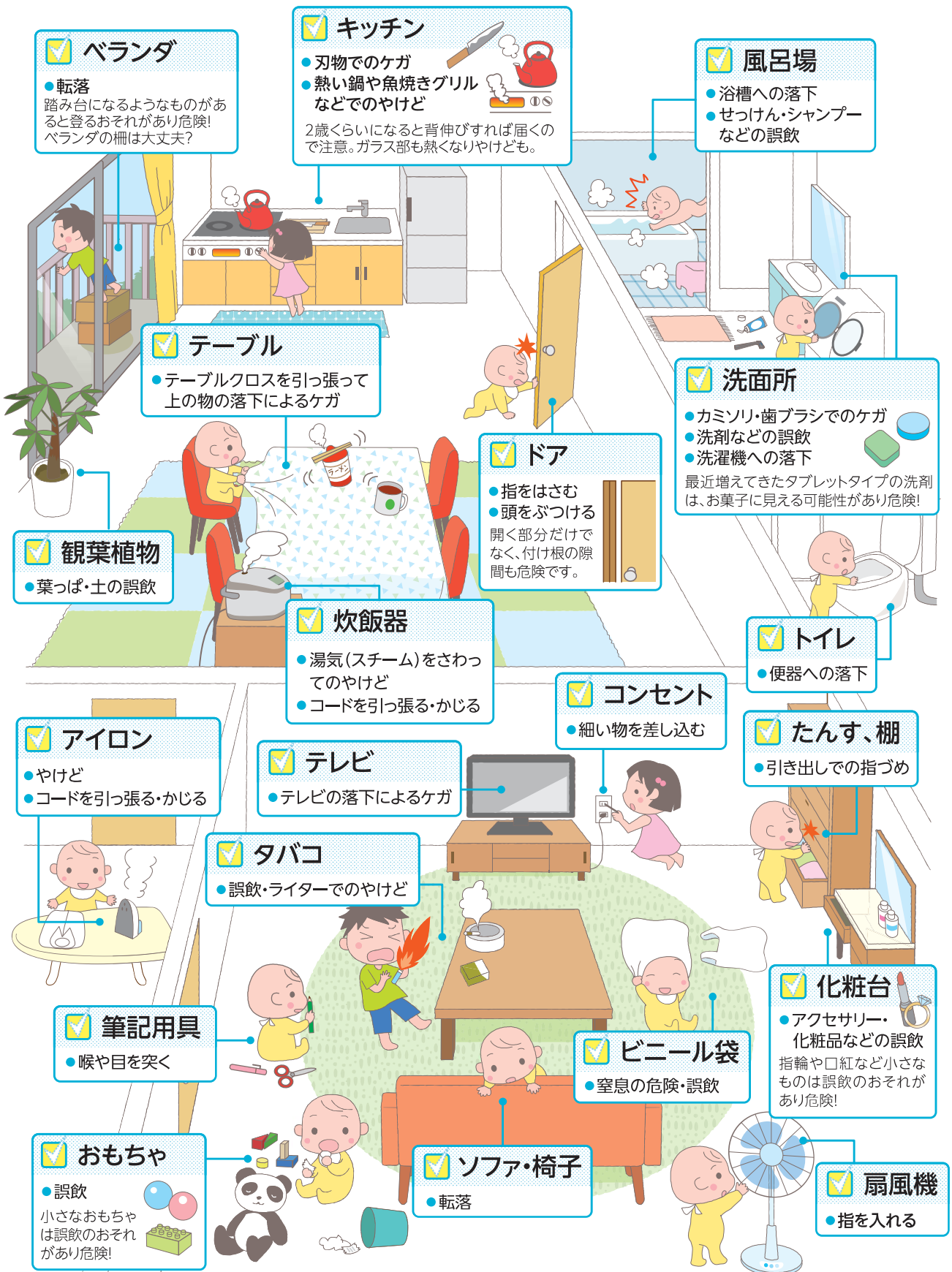
親子で向かい合って両手をつなぎます。子どもは、親の右足の上に左足、左足の上に右足をのせます。親の両足に、子どもが乗っかる形で、つないでいる両手でバランスをとりながら、二人三脚のように、息を合わせて一歩ずつ前進します。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

うちの危険箇所チェック

うちの危険箇所を☑ checkしましょう！



☑ ベランダ

- 転落
踏み台になるようなものがあると登るおそれがあり危険！ベランダの柵は大丈夫？

☑ キッチン

- 刃物でのケガ
- 熱い鍋や魚焼きグリルなどでのやけど

2歳くらいになると背伸びすれば届くので注意。ガラス部も熱くなりやけども。

☑ 風呂場

- 浴槽への落下
- せっけん・シャンプーなどの誤飲

☑ テーブル

- テーブルクロスを引っ張って上の物の落下によるケガ

☑ ドア

- 指をはさむ
- 頭をぶつける

開く部分だけでなく、付け根の間隙も危険です。

☑ 洗面所

- カミソリ・歯ブラシでのケガ
- 洗剤などの誤飲
- 洗濯機への落下

最近増えてきたタブレットタイプの洗剤は、お菓子に見える可能性があり危険！

☑ 観葉植物

- 葉っぱ・土の誤飲

☑ 炊飯器

- 湯気(スチーム)をさわったのやけど
- コードを引っ張る・かじる

☑ トイレ

- 便器への落下

☑ アイロン

- やけど
- コードを引っ張る・かじる

☑ テレビ

- テレビの落下によるケガ

☑ コンセント

- 細い物を差し込む

☑ たんす、棚

- 引き出しでの指づめ

☑ タバコ

- 誤飲・ライターでのやけど

☑ 筆記用具

- 喉や目を突く

☑ 化粧台

- アクセサリー・化粧品などの誤飲

指輪や口紅など小さなものは誤飲のおそれがあり危険！

☑ おもちゃ

- 誤飲

小さなおもちゃは誤飲のおそれがあり危険！

☑ ビニール袋

- 窒息の危険・誤飲

☑ ソファ・椅子

- 転落

☑ 扇風機

- 指を入れる

手当・助成など

障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)

障害福祉課

☎82-2000

三木市に住所を有する身体、知的、精神、対象疾患(難病)による障がいのある児童、発達に支援が必要な児童が対象になります。障害者手帳の交付を受けていない、発達に支援が必要な児童は、医師や市健康増進課の意見書、特定疾患医療受給者証など客観的に支援の必要性が認められる資料が必要です。

【児】児童発達支援(未就学支援) 日常生活の基本的な動作や集団生活への適応などができるよう、支援や活動(プログラム)を行います。

【放】放課後等デイサービス 放課後や長期休みなどに、生活能力の向上のために事業所に通所し、必要な訓練をしたり社会との交流の機会をもったりする場所です。

【保】保育所等訪問支援 専門職(児童指導員、保育士、言語聴覚士など)が保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

MAP	名称	分類	住所	電話	
①	こども発達支援センターにじいろ	【児】【放】【保】	加佐62-1	82-4165	
②	るーと	【児】【放】【保】	志染町広野1丁目166番地1	70-8364	
③	ゆらんこ	【児】【放】【保】	福井1-8-2栄町ビル1F	88-8001	
④	三木自由が丘ゆらんこ	【児】	志染町西自由が丘1丁目552	70-7515	
⑤	エブリースマイル	【児】【放】【保】	福井3丁目3-13	70-9101	
⑥	こどもプラス三木	【放】	別所町小林734-343	88-6112	
⑦	コレクト三木	【放】	緑が丘町本町1丁目137 三木グリーンハイツ102・103	73-8671	
⑧	おーじやん	三木加佐	【放】	加佐273-2	68-9038
⑨		児童発達支援	【児】	緑が丘町東4-1-7	73-8201
⑩		緑が丘	【放】【保】	緑が丘町東2-3-33	88-6085
⑪	ウィズ・ユー	上の丸	【児】【放】	上の丸町6-19	68-9055
⑫		恵比須	【放】	宿原294-1	60-3283
⑬		三木	【放】	緑が丘町本町1-2-3	60-7726
⑭		広野	【児】【放】	志染町広野3-120	60-3406

(R5.5.1現在)

▶MAPはP58参照

— 告 告 —



すべての人が
自分らしく活躍できる社会の
実現を目指して



児童発達支援・放課後等デイサービス
保育所等訪問支援・個別言語療育

おーじやん

おーじやん緑が丘 Tel.0794-88-6085

おーじやん三木加佐 Tel.0794-68-9038

おーじやん児童発達支援 Tel.0794-73-8201

各サービスの支給決定を受けている方で、福祉サービス受給者証に「重症心身障害児」または「療養介護対象者」または「医療型」の記載がある方は、下記事業所を利用できません。詳しくは、各事業所へお問い合わせください。

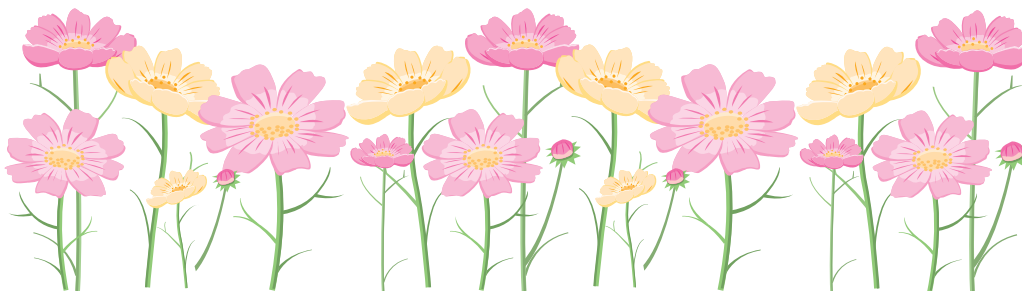
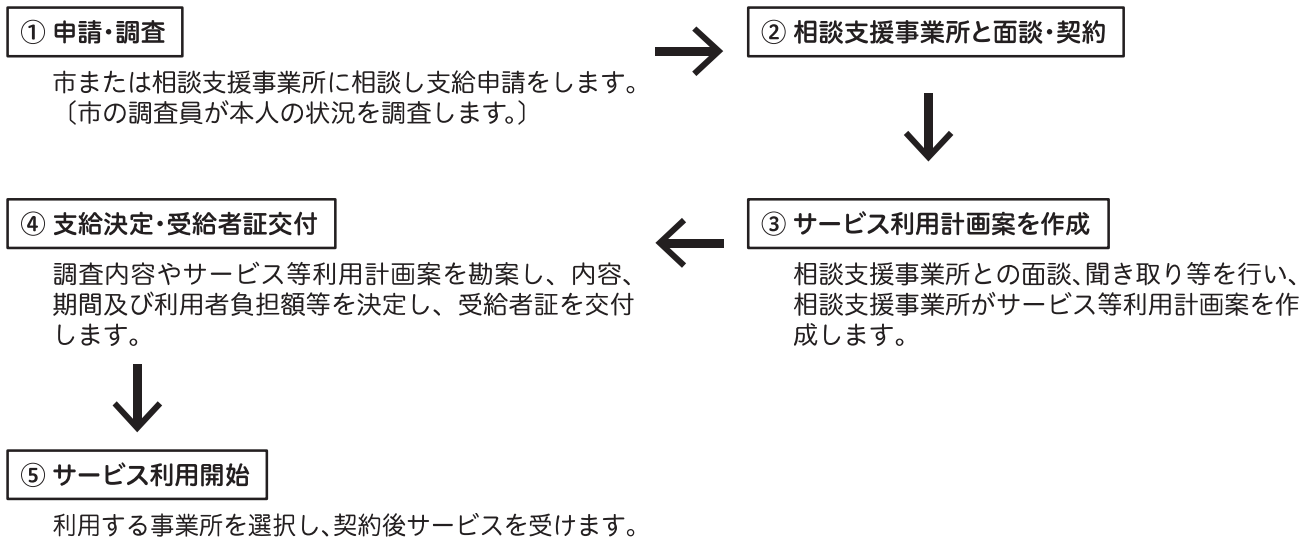
名称	住所	連絡先
兵庫あおの病院	小野市市場町926-453	0794-62-5533
医療福祉センター きずな	加西市若井町字猪野83-31	0790-44-2881
医療福祉センター のぎく	多可郡多可町中区牧野字国木谷183-1	0795-32-3246

※兵庫県医療的ケア児支援センター(医療福祉センターきずな内)

☎0790-44-2886 ✉icare@medical-kizuna.net

医療的ケアが必要なお子様とご家族が安心して暮らせるために、地域と繋ぐお手伝いをさせていただきます(※来所相談は要予約)

各サービス利用までの流れ



手
当
・
助
成
な
ど



手当・助成など

①	こども発達支援センターにじいろ	
②	るーと	
③	ゆらんこ	
⑥	こどもプラス三木	

⑦	コレクト三木	
⑧	おーじゃん	
⑨		
⑩	ウィズ・ユー	
⑪		
⑫		
⑬		
⑭		

※④三木自由が丘ゆらんこ、⑤エブリースマイルは二次元コードなし

若者・子育て世帯の新居取得

※2023年4月現在の情報ですので、変更になる可能性があります。

結婚新生活支援事業

問 縁結び課

☎82-2000(代表)

新婚世帯の新生活にかかる費用を助成する制度です。

対象者 新婚※1で、夫婦どちらもが39歳以下で、世帯所得500万円未満※2、申請日から2年間三木市に住む意志のある方。

助成内容 住居の取得費、賃貸料(月額賃料、敷金、礼金、共益費等)、引っ越し費用等。(最大助成額100万円)

当事業を申請することにより、【フラット35地域連携型】※3の利用が可能です。

※1 原則として、3月1日以降に婚姻された世帯。物件購入した他市からの移住世帯については、婚姻後5年以内の世帯。

※2 「三木市空き家バンク」掲載の中古物件購入の方は所得制限無し。

※3 住宅金融機構による住宅ローンの借入金利引き下げ制度。

三木安全安心ネット

問 危機管理課

☎82-2000(代表)

三木市内における緊急情報等をメール配信しています。三木市内の緊急情報(災害関連情報、防犯情報等)や三木市対象の気象警報発令情報などを自動的にメールで受け取ることができます。※登録無料、ただし、メール受信時の通信料はかかります。

- 登録方法**
- ①miki@bosai.net宛てに空メールを送信してください。
または右記二次元コードを読み取り、空メールを送信してください。
 - ②まもなく返信メールが届きます。
 - ③受信メール本文に沿って操作してください。



手当・助成など



「それって本当？」 子育ての疑問 Q & A

Q だっこばかりしていると抱きぐせがついて、手がかかる？

A だっこは大事なスキンシップ！

昔は「抱きぐせ」がつくと赤ちゃんがだっこを求めて泣くようになると言われていましたが、だっこは大事なスキンシップ！心の成長に必要なので、たくさんだっこしてあげてください。

